

## 小中一貫教育について

	義務教育学校	小中一貫型小学校・中学校
修業年限	9年 (前期課程6年＋後期課程3年)	小学校6年、中学校3年
組織・運営	一人の校長、一つの教職員組織	それぞれの学校に校長、教職員組織 小学校と中学校における教育を一貫して実施するためにふさわしい運営の仕組みを整えることが要件 ①関係校を一体的にマネジメントする組織を設け、学校間の総合調整を担う校長を定め、必要な権限を教育委員会から委任する ②学校運営協議会を関係校に合同で設置し、一体的な教育課程の編成に関する基本的な方針を承認する手続を明確にする ③一体的なマネジメントを可能とする観点から、小学校と中学校の管理職を含め全教職員を併任させる
免許	原則小学校・中学校の両免許状を併有	所属する学校の免許状を保有していること
相互乗り入れ指導	校内で運用できる	①乗り入れをする教職員の兼務発令が必要 ②乗り入れを行う教職員の後補充の体制を校内で組む必要がある ③特に施設分離型の場合、移動距離があることから取組方法の工夫が必要
教育課程	○9年間の教育目標の設定 ○9年間の系統性・体系性に配慮がなされている教育課程の編成	
施設形態	施設一体型・施設隣接型・施設分離型	
設置基準	前期課程は小学校設置基準 後期課程は中学校設置基準を準用	小学校は小学校設置基準 中学校は中学校設置基準を適用
設置手続き	市町村の条例	市町村教育委員会の規則等

※「小中一貫した教育課程の編成・実施に関する手引（H28.12.26 文部科学省）を参照